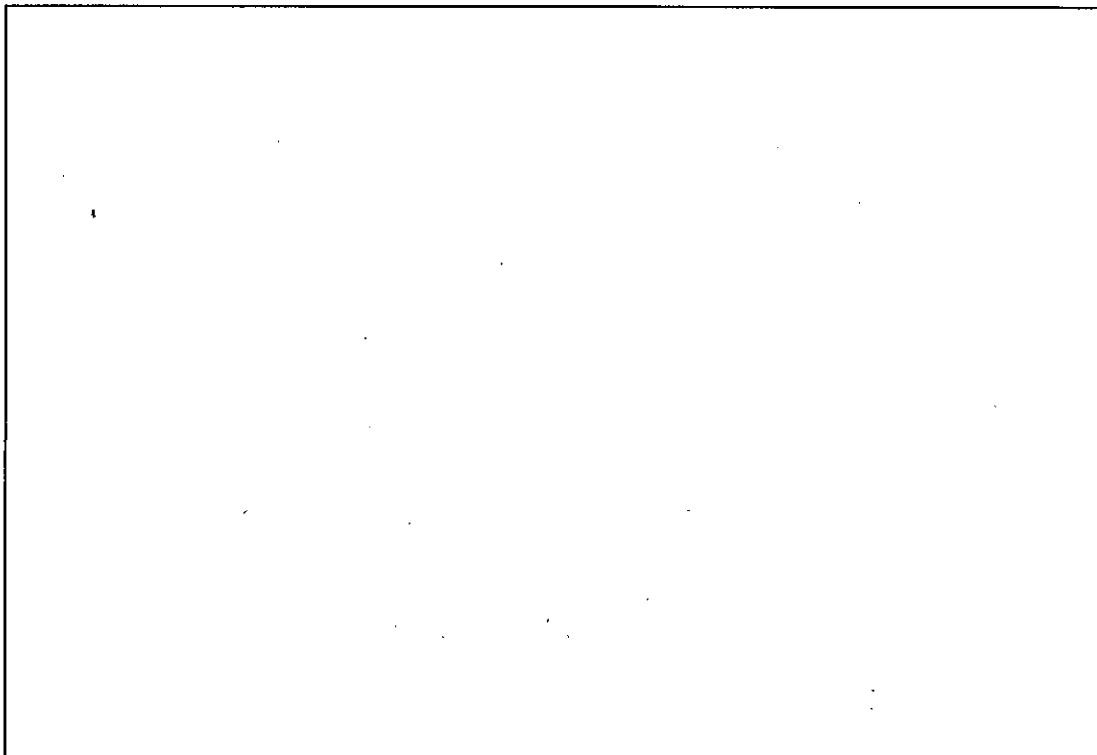


第四次高知県子ども読書活動推進計画

(素案)

【令和4年度～令和8年度】



高知県教育委員会

はじめに

P

令和4年〇月

高知県教育委員会
教育長

第四次高知県子ども読書活動推進計画 目次

はじめに

第1章 第四次高知県子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	1
1 第四次高知県子ども読書活動推進計画の目的	1
2 第四次計画の基本的な考え方	1
3 施策体系図	2
4 計画期間	2
第2章 第三次高知県子ども読書活動推進計画の成果と課題	3
第三次計画の基本目標及び第三次計画の施策体系図	3
基本目標Ⅰ 自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる	4
1 発達段階に応じた読書活動の推進	4
2 地域や人とのつながりを深める読書活動の推進	5
基本目標Ⅱ 情報を読み取り活用する子どもを育てる	6
3 学校教育における読書活動の推進	6
基本目標Ⅲ あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくる	8
4 オーテピア高知図書館による読書環境の充実・強化	8
5 子どもの読書活動を推進する人材の育成	9
第三次計画についてのアンケート調査	10
第三次計画の指標及び目標値	12
第3章 今後の読書活動推進の在り方	13
I 子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化	13
1 国の施策や社会情勢の変化	13
II 基本目標と取組方針	15
1 基本目標	15
2 取組方針	16
第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	17
I 意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる	17
II 情報を読み取り活用する子どもを育てる	20
III 子どもの読書活動を支える	23
横断的取組	25
(参考) 第四次計画における具体的な取組一覧	28
第四次計画の指標及び成果目標	29
資料編	30

第1章 第四次高知県子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 第四次高知県子ども読書活動推進計画の目的

第四次高知県子ども読書活動推進計画（以下「第四次計画」という。）は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第1項に規定された、高知県内における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画であり、高知県内の子どもたちが本や読書に興味・関心をもち、どこに住んでいても読みたい本を見つけ、読書をすることができる機会を増やすための取組の方向性や具体的な内容を示すものです。

2 第四次計画の基本的な考え方

○読書に興味・関心を持つきっかけを増やす

子どもが、本と出会う乳幼児期から保護者と一緒に読書を楽しむことから始まり、年齢や発達・特性に応じて、仲間同士の交流を通した読書活動などを推進します。

また、子どもと本をつなぐ専門性を持った人材の育成や、育成された方たちが各地域で活躍できるよう地域を巻き込んだ読書活動の推進を図り、子どもが自ら読みたい本に出会い、読書に興味・関心を持つきっかけを増やす機会の創出に取り組みます。

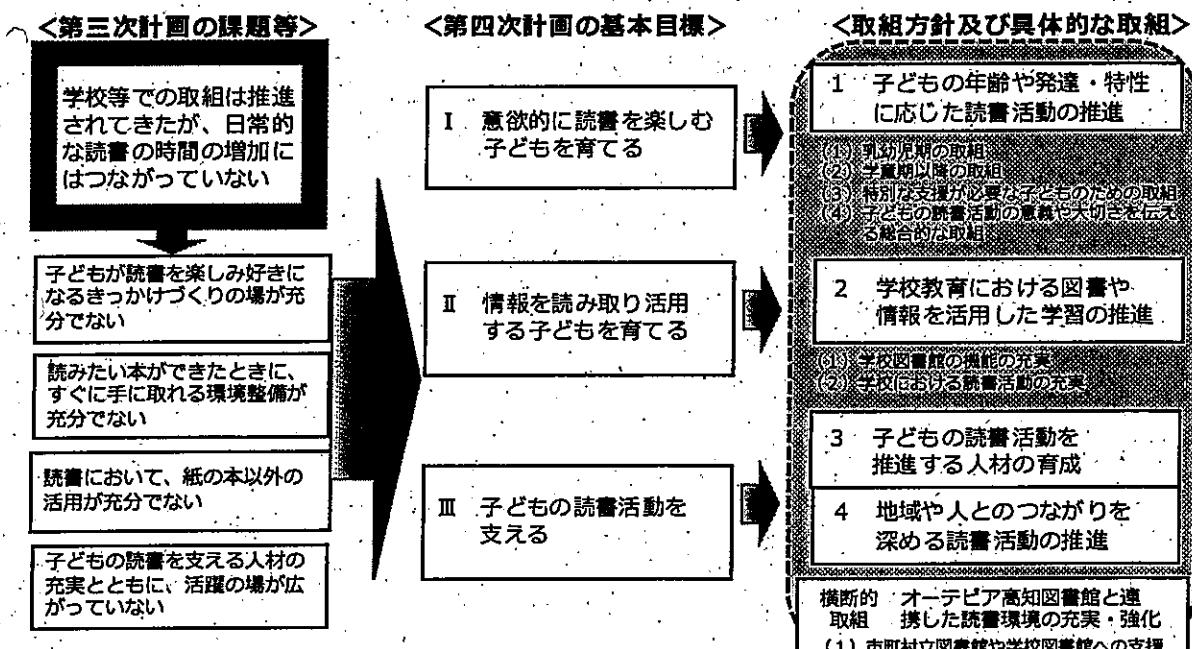
○どこに住んでいても読みたい本を見つけ、読書をすることができる機会を増やす

市町村立図書館や学校図書館にオーテピア高知図書館の取組を周知し、その利用促進を図るとともに、これらの図書館とオーテピア高知図書館との連携を通して、どこに住んでいても、子どもが読みたい本にすぐにアクセスできるような環境づくりを推進します。また、1人1台タブレット端末による電子書籍の利用など、ICT機器等を活用した読書環境の充実にも取り組みます。

○「読書」に対する考え方や手段の幅を広げる

第四次計画では、「読書」という言葉からイメージされる「物語を読む」という狭義の意味の読書だけではなく、漫画や学習参考書、雑誌、図鑑、新聞、統計資料等から情報を読み取ることやパソコンやスマートフォンなどを使用して電子書籍を読むこと、録音図書等を耳で聞くこと、電子媒体や音声ガイド、点字図書、触る絵本など、自分に合った方法で「読書」を楽しむために、読書に対する考え方や手段の幅が広がるように取り組みます。

3 施策体系図

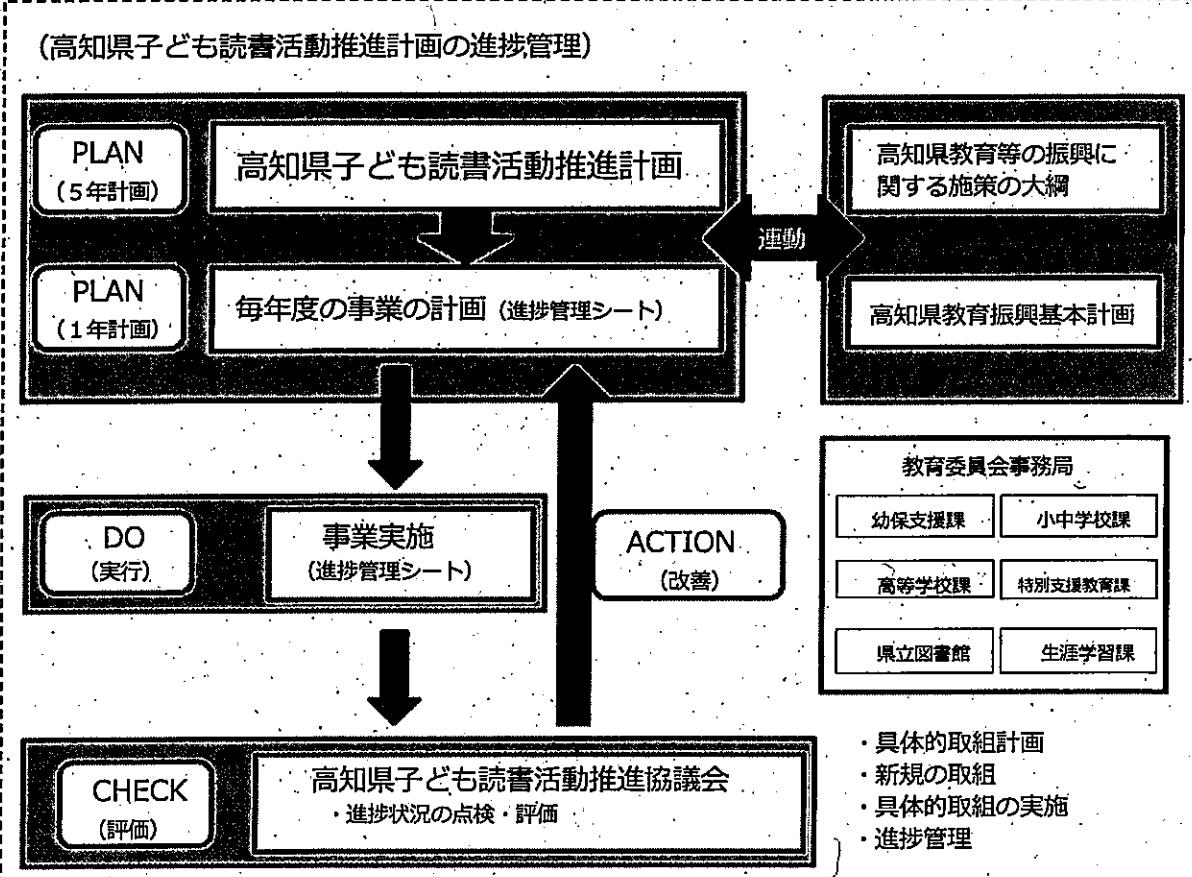


4 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、毎年度、第四次計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて施策等の追加や見直しを行います。

(高知県子ども読書活動推進計画の進捗管理)



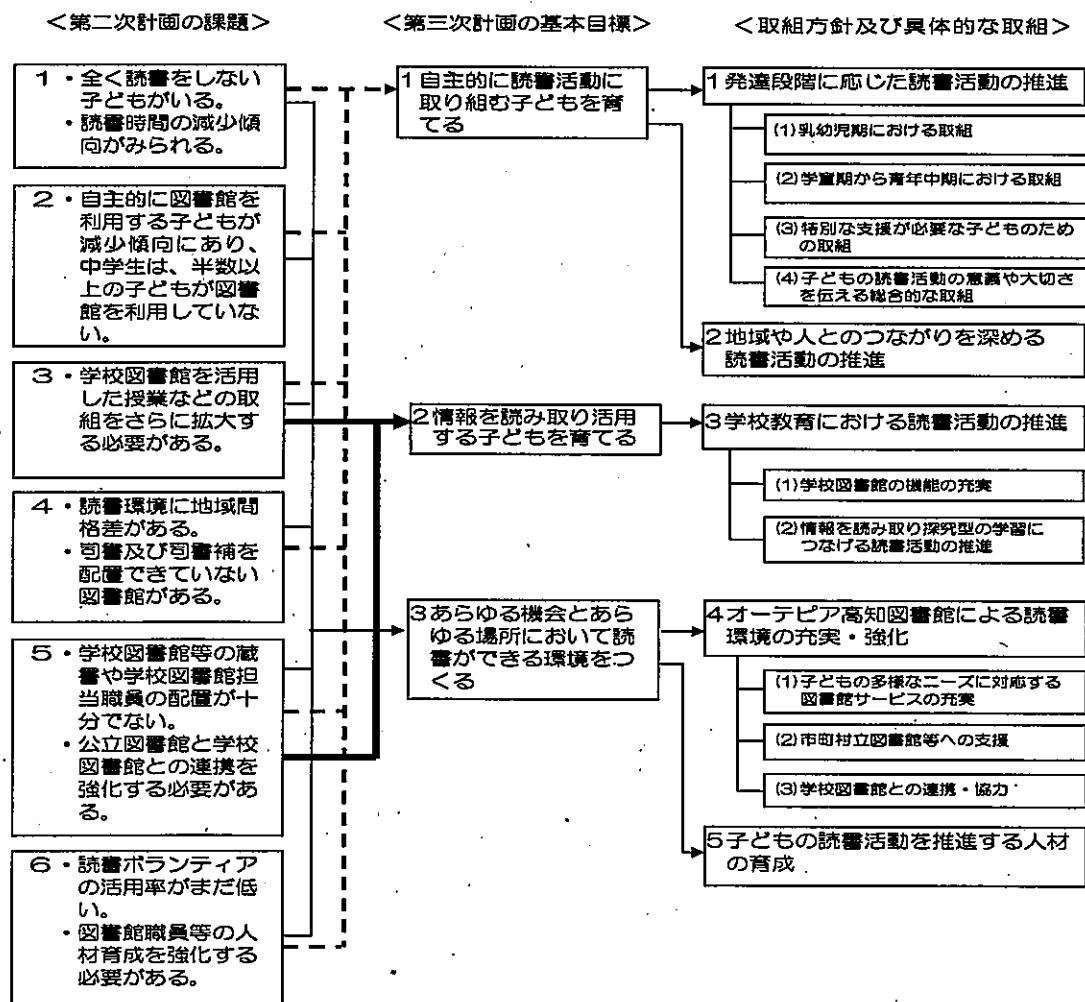
第2章 第三次高知県子ども読書活動推進計画の成果と課題

第三次高知県子ども読書活動推進計画（以下「第三次計画」という。）では、第二次高知県子ども読書活動推進計画で掲げた目標を継承しつつ、読書を取り巻く社会情勢の変化や重視すべき視点を踏まえ、今後の子どもの読書活動の総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、急速に進む情報化社会の中での読書環境の在り方や、子どもたちが身に付けるべき力などを踏まえて、3つの基本目標を掲げ、これらを着実に達成するために、5つの取組方針に基づき、具体的に推進してきました。

第三次計画の基本目標

- ◆ 自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる
- ◆ 情報を読み取り活用する子どもを育てる
- ◆ あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくる

【第三次計画の施策体系図】



基本目標Ⅰ 自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる

1 発達段階に応じた読書活動の推進

乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を推進し、より多くの子どもたちが自主的な読書習慣を身に付けられるよう取り組みました。

■主な取組

ブックスタート応援事業／保育者への園内研修等の充実／「きっとあるキミの心にひびく本」の配付／学校図書館の組織的、計画的な活用の推進／特別支援学校における読書活動の充実及び読書環境の整備・充実／オーテピア高知図書館における図書館資料及び貸出サービスの充実

■成果と課題

成果 読み聞かせ運動に参加している保育所・幼稚園等の割合は年々増加し、令和2年度には目標の75%を上回る92.1%となり、乳幼児期からの取組が進んでいます。（表1）

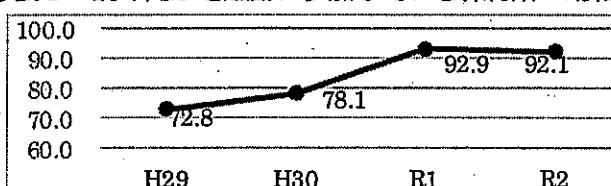
全国学力・学習状況調査（文部科学省）の児童・生徒への質問「読書は好きですか」の回答のうち、「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた割合は、全国平均を上回っています。（表2）

課題 しかし、読書が「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた割合は、目標値（小学校：80.0%、中学校：80.0%）に達しておらず、また、中学校では平成28年度・平成29年度よりも令和元年度の割合が減少しています。（表2）

令和3年度の同調査の質問「学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の回答のうち、全く読書をしない割合は、小学校・中学校・高等学校ともに前回調査（令和元年度）より増加しており、目標値（小学校：8.0%、中学校：15.0%）に達していません。（表3）

乳幼児期からの取組は進んできましたが、小学校や中学校において、読書が好きな子どもの増加や、日常的な読書時間を増やすことにつながっていない状況が見られることから、年齢に応じた読書に興味、関心を持つきっかけを増やす取組の推進や、読み物がすぐに手に取れる環境の整備が必要であると考えられます。

○表1 読み聞かせ運動に参加している保育所・幼稚園の割合（高知県）（%）



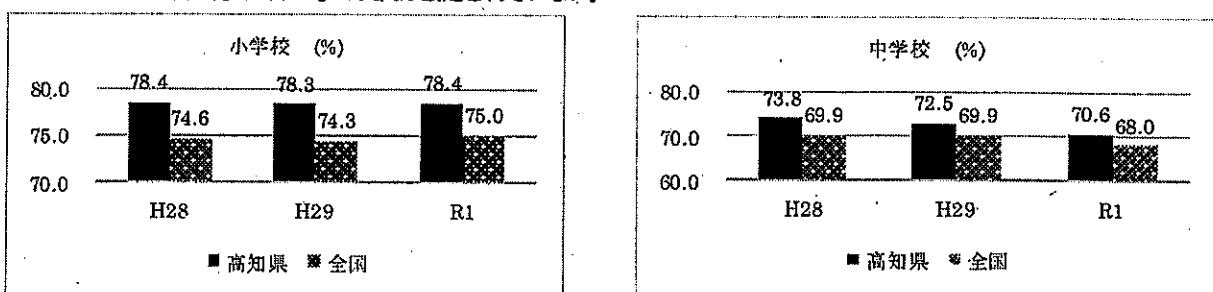
【出典：県教育委員会「読書活動の現状調査」】
※H29より調査開始

○表2 読書が好きな子どもの割合

【出典：（小学校・中学校）文部科学省 全国学力学習状況調査】

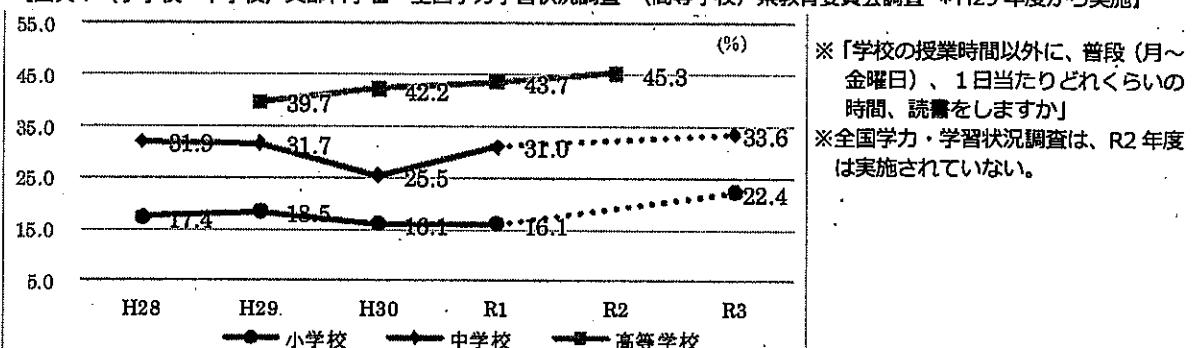
※「読書が好きですか」の問い合わせに対し、「好き」「どちらかといえば好き」の合計

※全国学力・学習状況調査は、R2年度は実施されていない。また、H30年度とR3年度は「読書が好きですか」の質問が設定されていない。



○表3 家や学校で普段（月～金曜日）に全く読書をしない割合（高知県）

【出典：（小学校・中学校）文部科学省 全国学力学習状況調査（高等学校）県教育委員会調査 *H29年度から実施】



2 地域や人とのつながりを深める読書活動の推進

地域の読書ボランティアによる読み聞かせや小学校での上級生による下級生への読み聞かせ、学校や市町村立図書館での児童生徒による本の紹介等、地域を巻き込んだ読書活動の推進に取り組みました。

■主な取組

読書活動を通した異年齢交流の促進／地域学校協働本部等の仕組みを活用した読書活動の推進／地域の教育関連施設と連携した読書活動の推進

■成果と課題

成果 小学校における読書ボランティアの活用率は、前回調査時（平成28年度）を上回り、全国平均に近づいてきています。（表4）

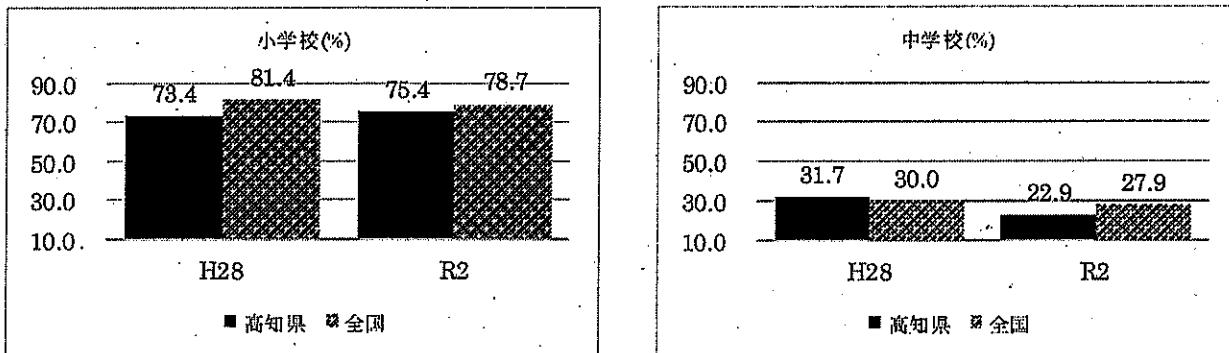
課題 中学校における読書ボランティアの活用は、前回調査時（平成28年度）と比較すると減少傾向にあります。また小学校、中学校ともに目標値（小学校：80.0%、中学校：35.0%）に達していません。（表4）

子どものニーズの把握や、学校や地域学校協働本部等と連携し、読み聞かせ以外にも読書ボランティアが活躍できる場を拡大するなど、地域を巻き込んだ取組の推進が必要であると考えられます。

○表4 読書ボランティアの活用率

【出典：文部科学省 学校図書館の現状に関する調査】

※5年に1回実施、令和2年度が直近の調査



基本目標II 情報を読み取り活用する子どもを育てる

3 学校教育における読書活動の推進

学校図書館の、豊かな心と感情を育む読書センターとしての機能と、学習に対する興味や関心を呼び起こし自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能を充実させるとともに、情報を読み取り探究型の学習につなげる読書活動の推進に取り組みました。

■主な取組

学校図書館図書標準達成校数の拡大／県立図書館による市町村立図書館のレファレンスへの協力／県立図書館によるパスファインダーやブックリストの作成・提供／探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業／学校図書館の情報発信の推進

■成果と課題

成果 学校図書館における標準的な図書冊数を示す「学校図書館図書標準」の本県の達成率は、前回調査時（平成28年度）と比較すると、令和2年度の調査では小学校・中学校ともに改善され、蔵書のデータベース化も進んでいます。（表5）（表6）

学校図書館におけるサービスや授業支援等を行う学校司書（学校図書館担当職員）の配置は、高等学校では100%の状態を継続しています。（表7）

全校一斉読書活動に取り組む学校は、小学校・中学校ともに95%以上、必読書、推薦書コーナーの設置に取り組む学校は、小学校84.5%、中学校69.5%と高い割合となっています。（参考：高知県における子どもの読書活動に関する指標の状況）

課題 令和2年度の調査では、「学校図書館図書標準」の達成率は改善されていますが、全国平均を下回り目標値（小学校：65.0%・中学校：45.0%）には達していません。

(表5)

また、読書会やビブリオバトルのような、仲間同士でコミュニケーションをとりながら読書を楽しむといった取組を実施している学校はまだ少ない状況です。（参考：高知県における子どもの読書活動に関する指標の状況）

図書の充実や一斉読書などの取組の継続に加え、仲間と読書を楽しむことや、電子書籍の活用といった新しい読書との関わり方、物語を読むだけでなく様々な情報を読み取ることなども含め、読書を楽しむことを啓発していくことが必要であると考えられます。

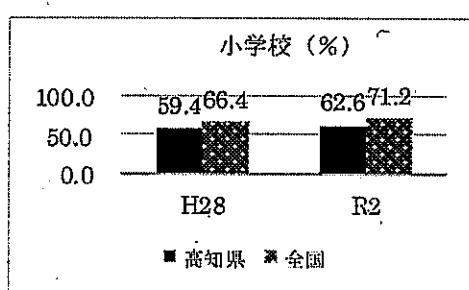
学校司書については、小学校・中学校において配置率が低下している状況であると考えられます。学校司書の配置にあたっては国の地方財政措置などの財政支援がなされていることなどをあらためて市町村に周知し、学校司書の配置を働きかけていくことが必要であると考えられます。（表7）

※学校図書館法において、学校司書とは「専ら学校図書館の職務に従事する職員」のことをいう。資格等についての定めは無い。

※読書会：数人が定期的に集まって本などの感想を述べ合う会

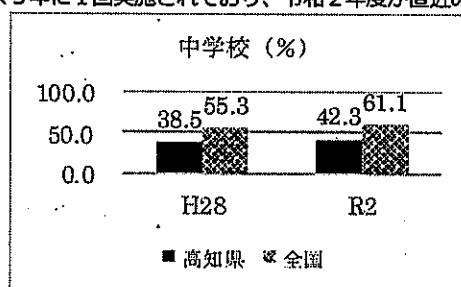
※ビブリオバトル：各自が薦める本の魅力を語り、読みたい本を投票する書評合戦

○表5 学校図書館における図書標準達成率



【出典：文部科学省 学校図書館の現状に関する調査】

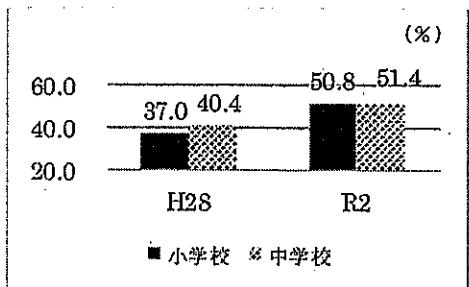
※5年に1回実施されており、令和2年度が直近の調査



○表6 蔵書のデータベース化の状況（高知県） ○表7 学校司書（学校図書館担当職員）の配置（高知県）

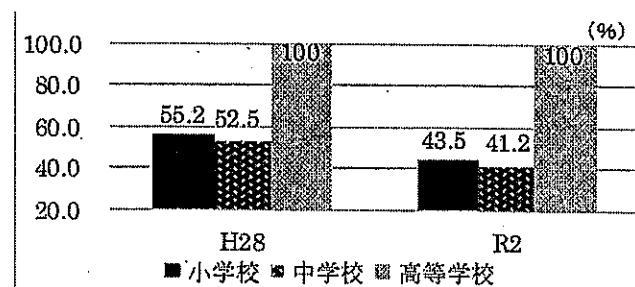
【出典：文部科学省 学校図書館の現状に関する調査】

※5年に1回実施されており、令和2年度が直近の調査



【出典：県教育委員会調査】

※H29～R1は調査していない



【参考：高知県における子どもの読書活動に関する指標の状況】

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ・全校一斉読書活動を実施している割合 (%) | R2 <小学校 96.8% 中学校 96.2%> |
| ・必読書・推薦書コーナーを設置している割合 (%) | R2 <小学校 84.5% 中学校 69.5%> |
| ・読書会を実施している割合 (%) | R2 <小学校 13.4% 中学校 5.7%> |
| ・ビブリオバトルを実施している割合 (%) | R2 <小学校 2.7% 中学校 13.3%> |

【出典：文部科学省 学校図書館の現状に関する調査】

※5年に1回実施されており、令和2年度が直近の調査。

基本目標Ⅲ あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくる

4 オーテピア高知図書館による読書環境の充実・強化

オーテピア高知図書館において、子どもの多様なニーズに対応する図書館サービスを提供し、読書環境の充実や強化に取り組みました。また、市町村立図書館を支援し機能充実を図りました。

■主な取組

児童図書等の資料の充実／電子書籍の導入／読書の楽しさを知るイベントの実施／児童書の全点購入による選書支援／児童サービス研修会等の実施／市町村立図書館等へのまとめ貸し

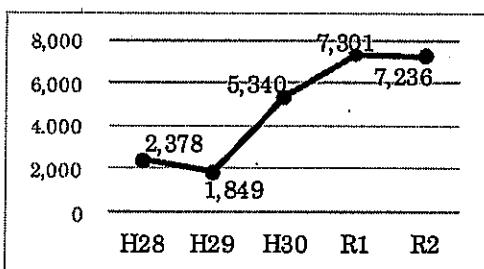
■成果と課題

成果 県立図書館における児童レファレンス件数は、平成28年度の2,378件から、平成30年度のオーテピア高知図書館の開館により令和2年度は7,236件と増加し、目標値(5,100件)を超えていました。(表8)

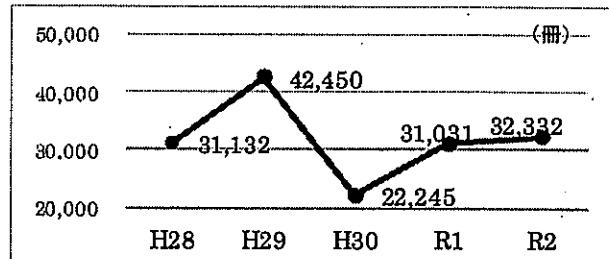
課題 県立図書館から市町村立図書館等への協力貸出冊数は、平成28年から5年間の年平均は約32,000冊であり、一定数の利用が継続していますが、増加傾向にはありません。(表9)

子どもにとって、読みたい本があるときにすぐに手に取ることができるように、オーテピア高知図書館と市町村立図書館が連携した本の物流サービスの活用や、電子書籍の充実などの取組を推進していくことが必要であると考えられます。

○表8 県立図書館の児童レファレンス件数
(高知県)
【出典：オーテピア高知図書館調べ】



○表9 県立図書館の協力貸出冊数
(児童書を含む) (高知県)
【出典：オーテピア高知図書館調べ】



※H30にオーテピアの開館準備のため半年間閉館したことから、先立ってH29に、市町村立図書館等が希望する本の貸し出しを行っています。

5 子どもの読書活動を推進する人材の育成

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に携わる市町村立図書館等の専門職員の資質向上や、子どもと本を結びつける人材の育成に取り組みました。

■主な取組

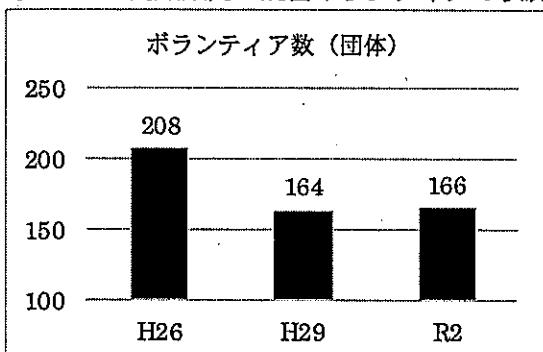
読書ボランティアの養成／子ども司書養成講座の実施／読み聞かせ研修会や講座の実施／教職員等の学校図書館活用力の向上

■成果と課題

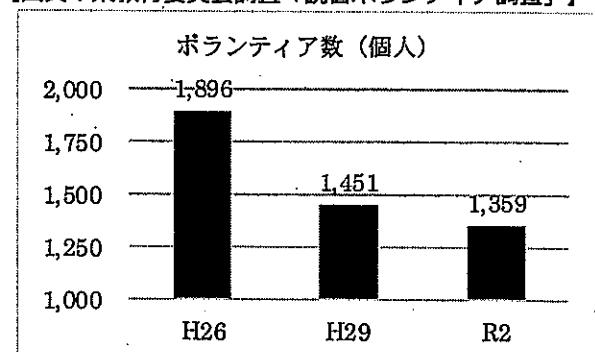
成果 読書ボランティア養成講座を継続的に実施し、参加者が読み聞かせに関する知識や技能を修得するとともに、各地域の読書ボランティア同士が、実践の際に役立つ情報交換を行うなど、読書ボランティアの資質向上を図りました。（表11）

課題 読書ボランティア数は毎年減少傾向にあり、世代交代が必要な状況です。また、司書、司書補のいない市町村立図書館の割合は減少の傾向が見られますが、まだ15.4%存在しています。市町村の実情を把握し、オーテピア高知図書館の支援やサービスの活用に向けて周知などに引き続き取り組むことが必要であると考えられます。（表10）（表12）

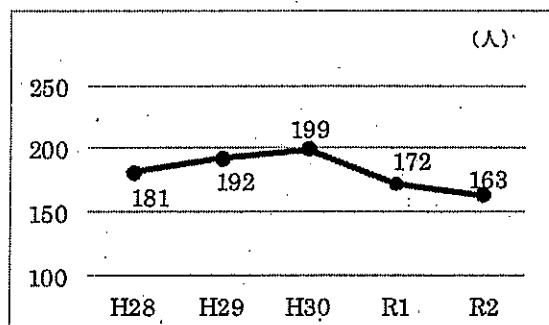
○表10 高知県内の読書ボランティアの状況



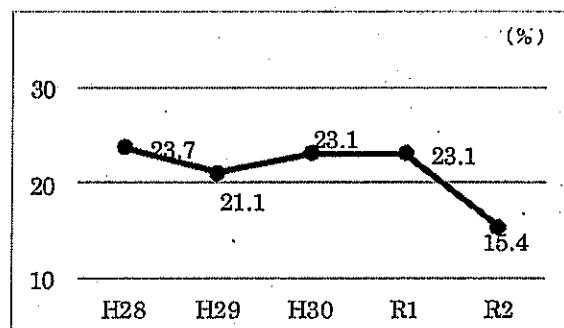
【出典：県教育委員会調査「読書ボランティア調査」】



○表11 読書ボランティア養成講座受講者数
(高知県)
【出典：県教育委員会調査】



○表12 司書・司書補のいない市町村立図書
割合(高知県)
【出典：四国公共図書館連絡協議会「四国の公共図書館」】

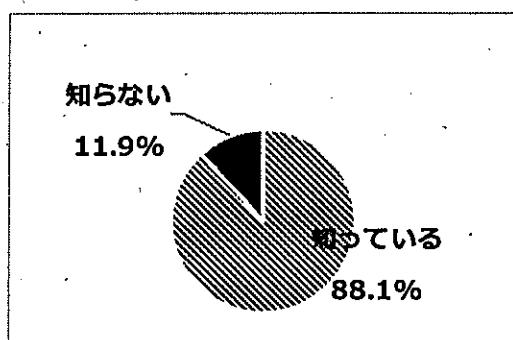


第三次計画についてのアンケート調査

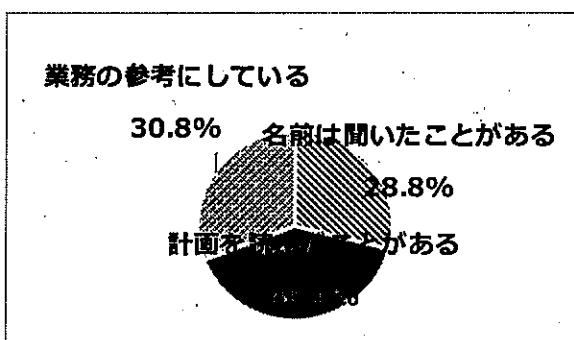
第四次計画を策定するにあたり、県教育委員会生涯学習課では、市町村立図書館における第三次高知県子ども読書活動推進計画の認知度と、「子ども読書活動」推進の状況を把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	市町村教育委員会、市町村立図書館・図書室、学校図書館
実施期間	令和3年7月8日～7月20日
手法	電子メール等
回収率	82.4% (28/34市町村) *回答数:59

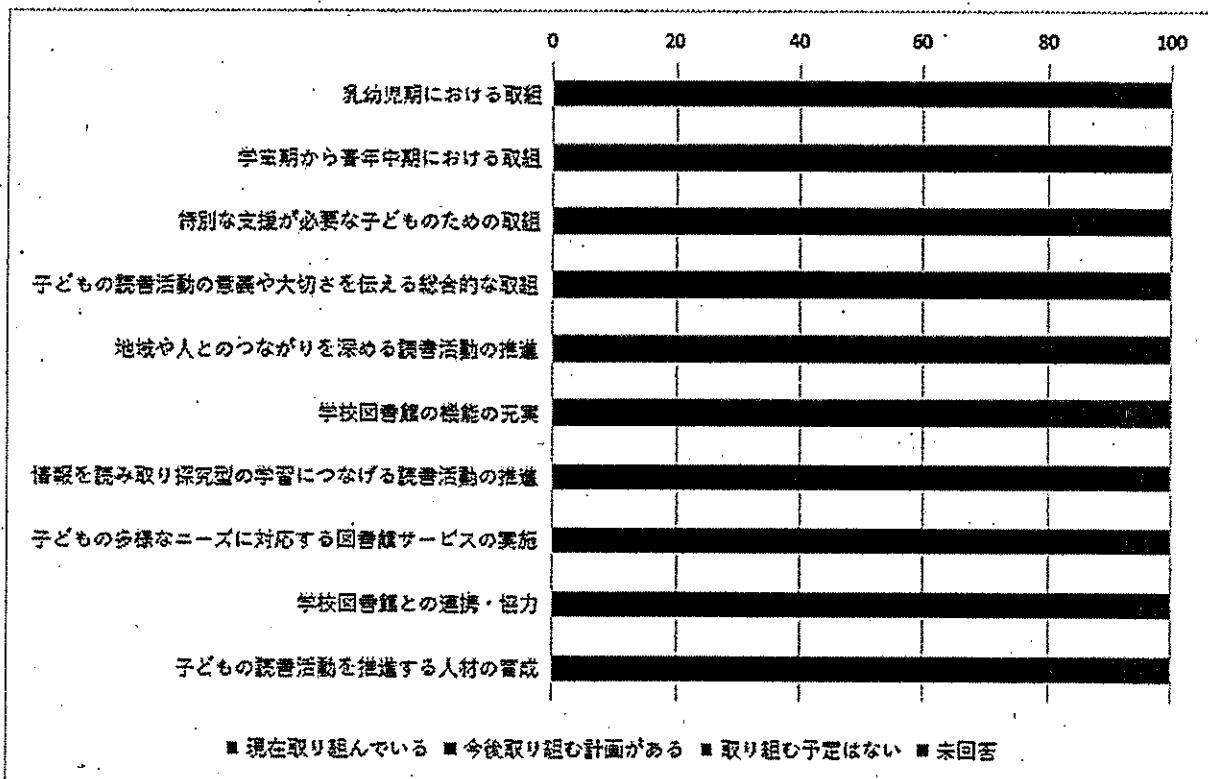
■第三次計画の認知度



■第三次計画の活用等の状況



■市町村立図書館等における子ども読書活動の推進に関する取組状況（回答数：45）



<評価・分析>

- 第三次計画は、市町村立図書館等全体の約9割に認知されています。また、約3割の市町村立図書館等においては取組の参考にしています。
- 市町村立図書館等の子どもの読書活動推進に関する取組では、「学校図書館との連携・協力」が91.1%で最も割合が高く、次いで「乳幼児期における取組」が86.7%となっています。その他の取組についても7割を超えているものが多く、市町村立図書館等において、乳幼児期から、また学童期においては学校と連携しながら、様々な取組が行われている状況にあります。
- しかし、「特別な支援が必要な子どものための取組」については「取り組んでいる」が40%にとどまっており、その理由として、「職員の人数が足りない」・「職員にスキルがない」・「予算の確保が難しい」・「図書館がなく専門職員もいない」といった市町村立図書館等の体制や予算等に関わる内容が多く見られました。
- 市町村立図書館等が、体制や予算等の状況により子どもの読書活動推進に向けた取組が難しい場合もあることから、オーテピア高知図書館による市町村立図書館等への支援などを推進していくことが必要であると考えられます。

第三次計画の指標及び目標値 ()数値:全国値

指標 番号	指標名	指標 説明	現状 (R28)	H29	H30	GR1	R2	GR3	R3 目標値
①	読み聞かせ運動に参加している保育所・幼稚園等の割合(%) 〔県教育委員会調査〕	幼保	—	72.8	78.1	92.9	92.1	未確定	75.0
②	保護者・図書館・ボランティア等の連携の実施率(%) 〔県教育委員会調査〕	幼保	88.3	86.8	86.8	85.2	59.8	未確定	95.0
③	読書が好き・どちらかといえば好きな割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「読書は好きですか」のうち「当てはまる」・「どちらかといえば、当てはまる」を合算)	小 中 高	78.4 (74.6) 73.8 (69.9)	78.3 (74.3) 72.5 (69.9)	— — —	78.4 (75.0) 70.6 (68.0)	— — —	— — —	80.0 80.0
④	家や図書館で普段(月～金)の読書時間が10分以上の割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか?」*教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)より	小 中 高	65.6 (63.5) 54.0 (49.7)	63.7 (63.3) 54.6 (51.4)	67.6 (66.2) 59.9 (53.5)	67.0 (65.7) 54.0 (50.4)	— — —	61.5 (61.2) 53.5 (50.1)	75.0 70.0
⑤	家や図書館で普段(月～金)に全く読書をしない割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか?」*教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)より	小 中 高	17.4 (20.6) 31.9 (37.2)	18.5 (20.5) 31.7 (35.6)	16.1 (18.7) 25.5 (32.9)	16.1 (18.7) 31.0 (34.8)	— — —	22.4 (24.0) 33.6 (37.4)	8.0 15.0
⑥	休み・放課後・休日に学校図書館や地域図書館を利用する割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか?」)より	小 中	66.3 (68.7) 44.4 (41.7)	65.7 (67.2) 44.3 (41.9)	— —	69.8 (69.9) 48.1 (44.5)	— —	— —	70.0 50.0
⑦	特別支援学校で読書週間を設定している割合(%) 〔県教育委員会調査〕	特支	62.5	75.0	75.0	62.5	62.5	未確定	75.0
⑧	学期に1回は、図書・視聴覚便りを発行している割合(%) 〔県教育委員会調査〕	特支	75.0	88.0	75.0	100	75.0	未確定	87.5
⑨	公共図書館との連携・交流をしている割合(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目:「公共図書館との連携を実施している」)より *調査実施年度の実績として計上	小 中 高 特支	82.3 (82.2) 56.7 (57.5) 54.3 (51.1) 50.0 (—)	— — — —	— — — —	84.0 (86.0) 68.6 (65.4) 67.6 (54.5) 75.0 (—)	— — — —	— — — 未確定	90.0 60.0 60.0 75.0
⑩	読書ボランティア活用率(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目:「ボランティアを活用している」)より *調査実施年度の実績として計上	小 中	73.4 (81.4) 31.7 (30.0)	— —	— —	75.4 (78.7) 22.9 (27.9)	— —	— —	80.0 35.0
⑪	学校図書館を活用した授業の計画的実施率(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「調査対象学年の児童／生徒に対して、前年度に、図書館の資料を活用した授業を計画的に行いましたか?」のうち「週に1回程度、または、それ以上」「月に数回程度」を合算)	小 中	49.2 (43.1) 14.7 (11.7)	39.4 (42.6) 23.3 (11.4)	— —	— —	— —	— —	55.0 20.0
⑫	普段の授業で、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよくやっている児童・生徒の割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項:「調査対象学年の児童／生徒に対して、前年度までに、本やインターネットなどを使った資料の調べ方が身に付くよう指導しましたか?」)より	小 中	89.0 (91.0) 76.1 (82.2)	88.0 (92.6) 85.1 (83.5)	— —	— —	— —	— —	95.0 85.0
⑬	学校図書館図書標準の達成率(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目:「100%以上(学校図書館図書標準を達成している学校数)」)より *調査実施年度の実績として計上	小 中	59.4 (66.4) 38.5 (55.3)	65.1 (—) 42.3 (—)	— —	— —	— —	— —	65.0 45.0
⑭	学校司書(学校図書館担当職員)の配置率(%) 「学校図書館の現状に関する調査」 〔県教育委員会調査〕	小 中 高	56.2 ◆11月時点 (59.3) 52.5 ◆11月時点 (57.3)	— — —	— — —	43.5 ◆69.1 41.2 ◆65.9	— — —	— — —	全国平均
⑮	児童レファレンス件数(件)【オーテビア高知図書館調べ】	県団	2,378	1,849	5,340	7,301	7,236	未確定	5,100
⑯	協力貸出冊数(冊) <含児童書>【オーテビア高知図書館調べ】	県団	31,132	42,450	22,245	31,031	32,332	未確定	32,000
⑰	「子ども司書」認定者数(人)〔県教育委員会調査〕	生涯 (5市町)	67	54	55	45	3	未確定	毎年度 100名
⑱	読書ボランティアリーダーの養成〔県教育委員会調査〕	生涯	—	—	—	—	—	—	60名以上

取組方針1:発達段階に応じた読書活動の推進 取組方針2:地域や人とつながりを深める読書活動の推進 取組方針3:学校教育における読書活動の推進
取組方針4:オーテビア高知図書館による読書環境の充実・強化 取組方針5:子どもの読書活動を推進する人材の育成

第3章 今後の読書活動推進の在り方

I 子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化

1 国の施策や社会情勢の変化

(1) デジタル技術の進展やコロナ禍による生活様式の変化

近年、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等の格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会（Society 5.0）」の到来が予測されています。こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、ICT 等を主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、読書活動においても対面での活動が制限されるなど、従来の方法だけでは充分な読書環境を提供することが難しくなっています。

変化する環境に合わせて、ICT 機器を活用した読書活動の推進や、機器の普及状況に対応した読書機会の提供が必要であると考えられます。

(2) GIGA スクール構想に連動した読書活動の変化

文部科学省は、特別な支援を必要とする子どもを含め多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現を目指し、1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する GIGA スクール構想を進めています。

本県では、令和 3 年度までに全ての公立学校への 1 人 1 台タブレット端末の配備が完了しました。

今後は、読書活動においても、電子書籍の活用や子ども一人一人の特性に応じた ICT 機器の活用など、GIGA スクール構想と連動した取組が必要であると考えられます。

(3) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の公布・施行

令和元年 6 月に、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指した、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。

この法律では、基本理念（※）にのっとり、都道府県が国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定、実施することが求められています。

※「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読みパリアフリー法）」第3条（基本理念）

- 1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 2 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（4）「学習指導要領」等の改訂

平成29年に幼稚園・小学校・中学校、平成30年に高等学校、平成29年・31年に特別支援学校の学習指導要領等が改訂されました。

その中で、資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるために、言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等の充実を図るとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付けたことが示されました。また、具体的に、学校図書館活動の充実や、各種統計資料や新聞、視聴覚教材等の活用について示されています。

特別支援学校においては、特に、一人一人に応じた指導を充実させるため、障害の特性等に応じたコンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定されています。

一人一人の発達段階や特性に応じた読書活動の推進が必要であり、情報を適切に活用する能力を培うことが求められています。

（5）「第3期高知県教育振興基本計画」の改訂

令和2年3月に策定された第2期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第2期教育大綱」という。）及び第3期高知県教育振興基本計画（以下「第3期基本計画」という。）は、令和2年度から4年間の期間中、新型コロナウイルス感染症の影響や「超スマート社会（Society 5.0）」の到来、施策の成果・課題等を踏まえ、取組の強化・充実を図るために2度の改訂を行っています。

この第2期教育大綱・第3期基本計画の中で、読書活動は「生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり」に向けた施策の一つに位置付けられ、オーテピア高知図書館を核とした県民の読書・情報環境の充実を図ることとされています。

また、令和4年3月の第2期教育大綱・第3期基本計画第2次改訂では、令和3年10月の第2期オーテピア高知図書館サービス計画策定を受けて、オーテピア高知図書館は、同計画に定めた紙媒体と電子媒体の双方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実や、協力貸出及び人材育成による市町村立図書館への支援等の図書館サービスの充実・強化を図っています。

第四次計画においては、こうした改訂の内容に沿った取組が必要であると考えられます。

(6) SDGs（エスディージーズ）との関わり

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

高知県は、「第4期高知県産業振興計画ver.2」において県内事業者の、SDGsを意識した取組を促進するための施策を推進することとしています。

第四次計画においても、SDGsが掲げる、目標4「質の高い教育をみんなに」などを意識して取り組み、SDGsの達成に向けて、貢献することを目指します。

II 基本目標と取組方針

1 基本目標

第四次計画では、子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化や前章の第三次計画の成果と課題を踏まえて、本県の子どもたちが「本や読書に興味・関心を持つきっかけや、どこに住んでいても、読みたい本を見つけ、読書できる機会を増やす」ことを目指し、次の3点を基本目標として読書活動の推進に取り組みます。

基本目標1 意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる

第三次計画の取組により、本と出会いきっかけとなる乳幼児期に、「読み聞かせ運動に参加している保育所・幼稚園等の割合」が高くなり、乳幼児期における本との出会いの機会が充実しました。引き続き、年齢や発達・特性、興味、関心が違う子ども一人一人に合った方法で読書を楽しむ機会や仲間同士の交流を通した読書機会を提供し、より多くの子どもたちが自主的かつ意欲的に読書活動ができるることを目指します。

基本目標2 情報を読み取り活用する子どもを育てる

学習指導要領やGIGAスクール構想とも連動し、子どもたちが、多種多様な情報の中から必要な情報を集め、整理し活用する力を身に付けることができるよう、各教科において、本や新聞等の各種資料やICT機器を活用した学習活動の充実に取り組みます。また、発達や障害等の実態に応じて、ICT機器を活用した読書活動などを推進し、誰もが読書の機会を拡充できることを目指します。

基本目標3 子どもの読書活動を支える

子どもたちが小さな頃から読書に親しむ機会をつくるために、市町村立図書館・学校図書館職員や読書ボランティア等の子どもの読書活動に携わる人材の育成、自己研鑽の環境整備に取り組みます。また、どこに住んでいても良質な読書機会を提供できるように、オーデピア高知図書館と市町村立図書館等の連携を推進するなど読書環境の充実・強化を目指します。

2 取組方針

基本目標を着実に達成していくために、次の5つの取組方針に基づき、具体的な取組を推進していきます。

取組方針1

子どもの年齢や発達・特性に応じた読書活動の推進

子どもが読書に興味・関心を持つきっかけを増やし、一人一人の発達や特性に応じて読書を楽しむことができるよう、乳幼児への絵本の配付や、学童期からの仲間同士で取り組むイベントの実施など、年齢や必要とされる支援に応じた効果的な取組を促進します。

取組方針2

学校教育における図書や様々な情報資源を活用した学習の推進

子ども自身が読書を楽しむことに加え、図書館資料等を活用した授業を通じて、必要な情報を集め、整理・比較したり、わかりやすく発信・伝達したりして情報活用能力を養う学習や、他者と伝え合ったり本を通して作者（筆者）の考えに触れたりする対話的な学習ができるよう、図書館資料の充実と学校図書館の計画的な利活用に取り組みます。また、子どもの読書環境における地理的経済的な状況も配慮しながら、電子図書館の利用を促進します。

取組方針3

子どもの読書活動を推進する人材の育成

子どもが読書を習慣として身に付けることができるよう、幼少期から子どもと本をつなぐことができる保護者や保育者への図書に関する情報提供を推進します。

また、オーテピア高知図書館と市町村立図書館等とが連携を図りながら、図書館関係職員や読書ボランティアを対象とした研修等を実施し、子どもの読書活動を推進する人材の育成に取り組みます。

取組方針4

地域や人とつながりを深める読書活動の推進

子どもの読書活動推進にあたり、地域学校協働本部など地域と連携し、子どもと大人が一緒に参加する地域を巻き込んだ取組を推進します。

横断的取組

オーテピア高知図書館と連携した読書環境の充実・強化

オーテピア高知図書館が、市町村立図書館や県立学校等と連携し、どこに住んでいても良質な読書ができるように、ICT等も活用しつつ、読書環境の充実に取り組みます。また、研修会の開催等を通して、市町村立図書館等において自立的なサービスができるよう支援に取り組みます。

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

前章に掲げた3つの基本目標と5つの取組方針のもと、子どもが本や読書に興味・関心を持つきっかけづくりや、どこに住んでいても、読みたい本を見つけ読書ができる機会を増やすための具体的な取組を示します。

I 意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる

1 子どもの年齢や発達・特性に応じた読書活動の推進

(1) 乳幼児期の取組

①ブックスタート等における本と出会う場づくりの普及・促進

子どもが初めて本と出会い、保護者が一緒になって読書を楽しむ場づくりを推進するため、県内市町村において実施される0歳児健診の場などを活用し、子どもが初めて出会う本を選びたい時などに参考となるよう県教育委員会が作成した推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を配付します。推薦図書リストを通じて読みたい本をすぐに手に取れるよう、QRコード等によりオーテピア高知図書館につながり、子どもが読みたい興味・関心のある本をスムーズに探すことができるよう取り組みます。

【生涯学習課】

(2) 学童期以降の取組

①「生活リズムチェックカード」を活用した読書習慣の定着

「早ね早起き朝ごはん」県民運動と連動して「生活リズムチェックカード」を小学生(全学年)、中学生(希望校)に配付し、児童生徒の読書習慣を含む生活習慣をチェックし目標点数を達成した子どもに認定証を発行します。家族と一緒に読書活動が生活の中に定着していくように取り組みます。

【保健政策課・生涯学習課】

②多様な読書の推進(「きっとある キミの心に ひびく本」の配付)

文学的な読み物に留まらず、新聞や科学雑誌等を含めた、多様な種類の読み物に親しみ、学習にも活用できる「きっとある キミの心に ひびく本」を小学生・中学生向けに作成します。また、県内全ての小学校、中学校に導入した1人1台タブレット端末から利用できる「学習支援プラットフォーム 高知家まなびばこ」に掲載し、児童生徒や教職員が閲覧できるように取り組みます。

【小中学校課】

本との出会い推進事業(ブックスタート) -いの町立図書館の取組-



いの町立図書館では、絵本を介して親子がふれあうきっかけづくりとなる「ブックスタート」の取組を進めています。まず町が実施する乳幼児の4か月児健診で、すべての親子に絵本を配付し、以後の健診で、実際に読み聞かせを行って、子育てに役立つ情報や図書館の利用案内等のパンフレットを配付しています。発達段階に応じたはたらきかけを継続的に行うこととで、家庭での読書習慣の確立と図書館の利用促進につなげています。

③図書館活用講座の実施

子どもたちが、本やインターネット等の様々な情報源から目的に応じて情報を活用できるように、資料や情報を検索する方法や分類の仕組みを学ぶ機会を、図書館の子ども向け行事として提供できるように取り組みます。

【県立図書館】

④ブックリスト・パスファインダーの作成・提供

子どもたちの関心の高いテーマに関するブックリストや資料・情報を探す方法を簡単にまとめたパスファインダーを作成し、ウェブ・サイトにも掲載することで、子どもたちの興味・関心を本や読書につなげるように取り組みます。

【県立図書館】

⑤10代の若者（ティーンズ）の興味関心に応えるためのティーンズ・サービスの実施

10代の若者（ティーンズ）の興味・関心に応える図書、学校等での学習内容を深めることのできる資料等を収集・提供します。図書館が持つ豊富な蔵書を利用した学習の場を提供するとともに、ティーンズが仲間と交流できる場づくりにも取り組みます。

【県立図書館】

⑥ビブリオバトル等の読書の楽しさを知るイベントの実施

本を紹介し合い、どの本が一番読みたくなかったか投票で決める「ビブリオバトル」や自分が推薦したい本の魅力等を語り合う等、読書の楽しさを共有したり、同世代に読書の楽しさを発信できるようなイベントに取り組みます。また、10代の若者（ティーンズ）自身がイベントを企画するなどしてティーンズの参加促進に取り組みます。

【県立図書館】

⑦読書活動を通した異年齢交流の促進

小学生や中学生、高校生が、保育所・幼稚園等で読み聞かせ等を行うなど異なる年齢の子ども同士が交流することで、読書への興味・関心を高め、子どもたちが絵本や物語等の多様な本に触れる機会をつくります。また、交流事例等をホームページ等で情報発信するように取り組みます。

【小中学校課・高等学校課・生涯学習課】

ティーンズ・サービス -オーテピア高知図書館の取組-

オーテピア高知図書館には、10代の若者（ティーンズ）が、読みやすい本、読みたくなる本、学びを深められるような本、進路選択に役立つ本等を集めたティーンズ・コーナーがあります。また、ティーンズ自身が同世代に向け情報発信を行う「ティーンズ部」があり、図書館の本の紹介や、オリジナルのイラスト等をSNS等で同世代に向けて発信し、本を介して同世代でつながりながら、オーテピア高知図書館のティーンズ・サービスを盛り上げています。

【ティーンズ通信】<https://otepia.kochi.jp/library/teens-report.html>

*ティーンズ通信は、県内の中学生・高校生向けにオーテピア高知図書館で発行している広報誌です。

(3) 特別な支援が必要な子どものための取組

①視覚障害者等への対面音訳サービスの実施

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と協力して対面音訳サービスを実施しています（対面音訳室合計6室整備）。また、市町村立図書館でも対面音訳サービスが実施できるよう支援に取り組みます。

【県立図書館】

②視覚障害者等への録音図書やデジタル図書の提供

オーテピア高知声と点字の図書館が、デジタル図書のネットワーク「サピエ図書館」により、視覚障害者等への提供に取り組んでいます。

これらの録音図書等の周知と利用促進のため、市町村立図書館や関連団体へのサンプルの貸出を進めます。

また、障害者だけでなく一般の方も利用できる朗読CDの提供を進めるように高知市民図書館と協力して取り組みます。

【県立図書館】

③図書館への来館が困難な子どもへの貸出サービスの充実

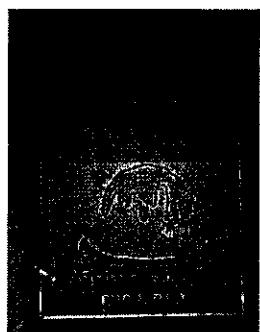
オーテピア高知図書館は、障害や病気によって来館が困難な子どもたちに本などの図書館資料の利用ができるように、病院・社会福祉施設等への団体貸出を行います。また、無償で自宅等に資料を届ける貸出サービスの充実に取り組みます。

【県立図書館】

誰もが読書を楽しめる！バリアフリーサービス－オーテピア高知図書館の取組－



【マルチメディアディジー】



オーテピア高知図書館には、大きな文字で書かれた「大活字本」や布・点字などを触って楽しむ「布絵本・さわる絵本」、拡大読書機、老眼鏡、筆談ボード等、図書館を利用する際の障害（バリアー）を取り除くための資料や機器を備えています。

また、活字を一般的な状態で読むことが難しい方には、希望する図書等を読み上げる「対面音訳サービス」や朗読CD・録音図書、コンピューター等で音声を聞きながら絵や文字を見ることができるマルチメディアディジー資料等の貸出をオーテピア高知声と点字の図書館と協力して行っています。

(4) 子どもの読書活動の意義や大切さを伝える総合的な取組

①市町村による子ども読書活動推進計画策定への支援

市町村における読書活動の取組の充実を図るため、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対し、先進事例の紹介や助言等により、計画の策定を支援します。また、子ども読書活動推進計画の策定済み市町村に対しては、計画に基づく着実な推進、改定等が実施されるように支援に取り組みます。

【生涯学習課】

②「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発

「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）、「志（こころざし）・とさ学びの日」（11月1日）に、読書の楽しさや意義、重要性について県民への啓発を実施します。また、市町村立図書館や学校等において、民間団体・読書ボランティア等と連携し、その趣旨に沿った行事や催しを実施できるように取り組みます。

【生涯学習課】

II 情報を読み取り活用する子どもを育てる

1 学校教育における図書や情報を活用した学習の推進

(1) 学校図書館の機能の充実

①小学校・中学校・義務教育学校における学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

市町村教育委員会と連携して、各小学校・中学校・義務教育学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付け、教育活動全体において組織的、計画的に学校図書館の活用を図ることにより、自ら読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養います。また、図書館資料や情報を活用した授業を推進することで、言語能力・情報活用能力の育成に取り組みます。

【小中学校課】

②学校図書館図書標準達成校数の拡大

学校規模や児童生徒、教職員等の要望に応じた蔵書の整備を進めるため、市町村に対して、学校図書館資料の計画的な整備（廃棄を含む）を働きかけます。

【小中学校課】

③高等学校における学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

各校の教育計画に「読書活動の推進」に関する項目を取り入れるなど、読書活動の重要性について学校全体での共有化を推進するとともに、各種調査結果等を活用しながら、読書活動推進に向けた組織的な活動がより一層活性化されるよう取り組みます。

また、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体において、学校図書館を探究的な学習の場として積極的・計画的に活用し、オーテピア高知図書館や市町村立図書館等との連携を通して多様な指導の展開が図られるよう、各校の学校図書館担当者等を対象とした研修会を開催するなど、必要な支援に取り組みます。

【高等学校課】

④特別支援学校における障害に配慮した読書環境の整備・充実

活字を一般的な状態で読むことが難しいなど、読書の際に支援を必要とする子ども（以下「特別な支援を必要とする子ども」という。）のニーズを把握し、障害の特性に応じた図書の精選を行い、蔵書の充実に努めるとともに、本などの図書館資料を貸し借りするための物流システムを利用することで、オーテピア高知図書館等公立図書館の積極的な活用を促進します。また、県内全域を対象に、読書困難な人への支援を行っているオーテピア高知声と点字の図書館と連携した読書機会の提供の拡大を図ります。

また、学校図書館における書棚の高さの工夫、快適に利用するための場所や空間の確保、提示物の精選や配置の工夫、視聴覚機器や補助具等により、自主的な読書活動ができるよう読書環境の整備・充実に取り組みます。

さらに、障害等の実態に応じた、ICT 機器の活用による読書活動の充実にも取り組みます。

<ICT 機器を活用した読書活動の例>

視覚障害：音声読み上げソフト、デイジー図書を活用した読書の推進

知的障害：マルチメディアデイジーを活用した読書の推進

肢体不自由：タブレット端末での読書の推進

【特別支援教育課】

耳や目で楽しむ読書　—デイジー図書—

録音図書（デイジー・カセット）

専用の機器やコンピュータ
ー等で、活字図書を音声で記
録したもの聞くことができます。

【プレクストーク】
デイジー図書の再生器

マルチメディアデイジー

コンピューター等で音声を聞きながら、絵や文字を見るできます。読んでいる部分がハイライトされ、どこを読んでいるのか分かります。

(2) 学校における読書活動の充実

①図書や情報を活用した探究的な学びの推進

県教育委員会が作成した「きっとある キミの心に ひびく本」に掲載された図書や、情報を活用した実践事例等を「高知家まなびばこ 教職員ポータルサイト：小中学校課」に掲載し普及することで、学校図書館を活用した探究的な学びの推進に取り組みます。

【小中学校課】

②生徒の自主的な読書活動の推進

朝の読書活動等の一斉読書活動や学級文庫の設置を一層推進するとともに、学校図書館システムを活用したブックリストの作成や図書館便りの発行、各校の学校図書館資料及びオーテピア高知図書館からの借受け図書の貸出等を通して、生徒の主体的、探究的な学習や読書活動につながるよう取組を推進します。

また、図書委員会活動やボランティア活動等の生徒の自主的な取組が、より一層創意工夫したものとなるように支援に取り組みます。

【高等学校課】

③特別支援学校における読書活動の充実

特別な支援を必要とする子どもが本に親しむことができるよう、教職員やボランティア等による読み聞かせ、布のパネルを舞台に物語を表現するパネルシアター、人形劇の一種であるペープサート、エプロンを背景に物語を進めるエプロンシアター等、様々な方法を取り入れ、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた読書活動や読書指導を一層推進します。

また、すべての特別支援学校で読書週間の設定や児童生徒会活動による読書活動を促すとともに、学校図書・視聴覚便りを定期的に発行して、情報を発信し、学校と家庭が連携して読書活動への関心を高めるように働きかけに取り組みます。

【特別支援教育課】

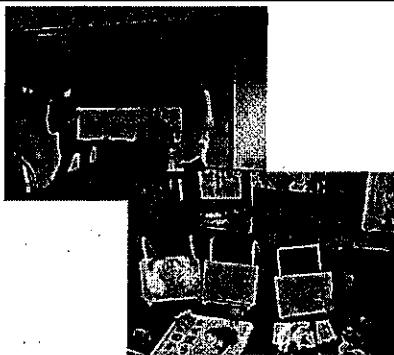
④1人1台タブレット端末からの高知県電子図書館の利用

GIGAスクール構想と連動して、県立学校等で高知県電子図書館のアカウントを配付し、1人1台タブレット端末での読書環境を提供します。

また、県内の学校への周知を図り、子どもたちがどこに住んでいても充実した読書活動が行えるように取り組みます。

【教育政策課・高等学校課・生涯学習課・県立図書館】

学校での取組　—高知農業高等学校—



高知農業高等学校には、部活動としては県内で数少ない「図書部」があります。部員が作成した本の紹介P.O.Pを、学校や公共図書館で展示し、読書活動を盛り上げています。また、土日や夏休みには、地域の図書館で館内整理や読み聞かせを行うなど、学校外での活動も行い、地域と学校が連携した取組を行っています。

III 子どもの読書活動を支える

1 子どもの読書活動を推進する人材の育成

①子どもが興味・関心を持つ計画的な環境づくり

保育所・幼稚園等において子どもが手に取りやすい絵本の配置、季節に応じた展示の仕方、子どもの発達段階に配慮した絵本コーナーなどの環境構成や、興味・関心に応じた絵本の選定、お便り等を活用した保護者への読書活動の啓発等、年間指導計画に位置付け取り組みます。

【幼保支援課】

②保育者への園内研修等の充実

保育所・幼稚園等の保育者に対し、読書活動の意義や重要性、発達段階に応じた絵本の選定、親子読書への取組等について、指導計画等に位置付けた指導ができるよう取り組みます。また、保護者や市町村立図書館等の職員、読書ボランティア等との連携について、園内研修等の機会を捉え啓発に取り組みます。

【幼保支援課】

③保育所・幼稚園等における読書活動調査の実施

保育所・幼稚園等における読書活動についての調査を実施し、その結果を踏まえ、読書活動のさらなる充実のための啓発に取り組みます。

【幼保支援課】

④推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」の活用

保護者への絵本紹介や読書に関する園内研修等様々な場で、子どもが初めて出会う本を選びたい時などに参考となるよう、県教育委員会が作成した推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を活用し、読書活動の必要性について保護者への啓発に取り組みます。

【幼保支援課】

⑤読書ボランティアの養成とスキル向上の機会の提供

地域や保育所・幼稚園、学校等で読み聞かせ等を行う読書ボランティアの養成を行います。講座のプログラムを、参加者の要望に応じて「入門講座」や「スキルアップ講座」等に分けるなど、未経験者が参入しやすく、経験者はさらなる技術の向上を目指すことができるよう企画します。また、今後子どもの読書活動を担う人材を育成していくためにも、高校生や大学生を対象とした研修にも取り組みます。

【生涯学習課】

推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」のリニューアル



県教育委員会が、乳幼児期からの読み聞かせの際に参考となる本のリストを平成20年に作成してから、入手困難な本を入れ替えるなどの更新をしてきましたが、令和3年に表紙・内容ともにリニューアルし、定番の絵本から、最近出版された絵本まで広く掲載しました。県内の高校生が描いた表紙を採用し、新たに県ゆかりの作家のコラムを掲載するなど、さらに親しみやすく活用しやすいものを目指しました。

⑥推薦図書リスト（「絵本 おはなし・宝箱」）の配付と活用の推進

図書館・保育所・幼稚園等へ推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を配付し、保育者等が読み聞かせを行う時の選書の参考とするほか、掲載している本をすぐ利用できるように、オーテピア高知図書館や書店等と連携し、効果的な活用ができるように取り組みます。

【生涯学習課】

⑦市町村立図書館の職員・ボランティア・協力者等に対する研修会の実施

市町村立図書館の職員等に対して、研修会を実施し、人材の育成を図っています。また、継続して音訳ボランティアの養成を進めるようにオーテピア高知声と点字の図書館と協力して取り組みます。

【県立図書館】

⑧訪問支援・研修

市町村立図書館等を訪問し、運営やサービスの充実に向けた相談等を引き続き行います。また、市町村立図書館等の職員が市町村立の学校図書館にアドバイスができるよう、知識・スキルの向上を目指し、県立図書館職員等による市町村立図書館等の職員への研修に取り組みます。

【県立図書館】

⑨文部科学大臣表彰による優れた取組の奨励、普及、啓発

県内の特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰する文部科学大臣表彰制度を活用し、取組内容を広く県民の方々に紹介することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めます。また、文部科学大臣表彰受賞報告会を行い、ホームページや各研修会、研究大会等で紹介することで、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動の一層の充実が図られるように取り組みます。

【小中学校課・高等学校課・特別支援教育課・生涯学習課】

⑩読み聞かせ研修会や講座の実施

保護者や市町村立図書館職員、読書ボランティアなどを対象とした読み聞かせ研修会や読書に関する講習会の実施に取り組みます。

【県立図書館】

⑪教職員等の学校図書館活用力の向上や学校教育に役立つ情報の提供

オーテピア高知図書館や市町村立図書館、学校図書館協議会、大学等と連携した研修会の実施を通して、学校図書館担当者等の資質向上に取り組みます。

オーテピア高知図書館では、学校図書館へのレファレンス回答支援や教職員等の学校図書館活用に関する相談に応じるとともに、資料選定に役立つ情報・資料の提供を行います。また、教職員に対し、学校図書館の蔵書だけでは不足する学校教育に役立つ図書・雑誌の提供を行います。

県教育センターでは、乳幼児期の保育者等を対象とした幼保研修において、絵本の果たす役割や読み聞かせの技術等について講義・演習を実施するとともに、若年教員研修において、学校図書館の機能を周知し、活用を推進します。また、学校教育の参考となる図書や雑誌を配架している教科研究センターでの、情報提供にも取り組みます。

【高等学校課・県立図書館・教育センター】

2 地域や人とのつながりを深める読書活動の推進

①コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、教育機関等と連携した読書活動の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部を一体的に推進し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進している事例の紹介を行うなど、人とのつながりを深める読書活動の活性化に取り組みます。併せて、地域学校協働本部で「読み聞かせ」等の本や読書に親しむ活動が推進されるよう働きかけるとともに、読書ボランティア養成講座の周知や読書活動に取り組む際に役立つ情報提供に取り組みます。

【小中学校課・生涯学習課】

地域住民との交流を通した読書活動－稻生小学校の「読み合い」－

南国市立稻生小学校では、1、2年生と地域の高齢者がペアになり絵本を声に出して読む「読み合い」の活動が授業の中で行われています。協力者である書店が用意した本の中から、子ども自身が本を選び高齢者と一緒に読みます。平成22年から、地域学校協働本部事業の一環としてスタートしたこの取組は、読書活動の推進のみならず、児童と高齢者の間に、自然とコミュニケーションが生まれ地域とのつながりが育まれるなど、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

横断的取組

第四次計画のポイントである、読書に関する興味を高め、どこに住んでいても子どもが読みたい本を見つけ、読書をすることができる機会の増加や環境の充実のために、オーテピア高知図書館の取組が様々な場面で関わることになります。このため、横断的な取組として以下に整理しています。

1 オーテピア高知図書館と連携した読書環境の充実・強化

（1）市町村立図書館や学校図書館への支援

①移動図書館や訪問等を通した公立図書館未設置自治体に対する読書機会の提供やニーズ喚起

子どもが住む場所に関わらず、幅広い読書ができるよう、県立図書館の移動図書館等による支援を行います。また、生涯学習課と県立図書館が連携し、市町村立図書館等への訪問等を通して、情報の提供や読書環境の整備に関するニーズ喚起に取り組みます。

【生涯学習課・県立図書館】

②市町村立図書館におけるティーンズ・サービス実施のための支援

市町村立図書館で10代の若者を対象としたティーンズ・サービスが実施できるようにブックリストの提供や研修の実施に取り組みます。

【生涯学習課・県立図書館】

③探究的な学習や語学学習等に活用できる電子書籍の充実

探究的な学習や英語等の語学学習に活用できる資料を充実します。また、高知県電子図書館で利用できる電子書籍が、不登校の児童生徒を含む来館困難者や文字情報が苦手な方にとっても、利用しやすく読書の幅を広げる可能性があることから、さらなる収集・提供に取り組みます。

【県立図書館】

④レファレンス・サービスの実施・相互協力

学校図書館の蔵書の充実を促すとともに、市町村立図書館等から地域の学校等へ団体貸出ができるよう、市町村立図書館自身の蔵書の充実も促します。また、市町村立図書館等の所蔵資料では解決が難しいレファレンスへの協力や助言による支援を進めるように取り組みます。

【生涯学習課・県立図書館】

⑤図書館利用に障害のある方への図書館資料の提供

視覚・聴覚障害など文字情報や音声・映像情報の利用がそのままでは困難な方へのサービスとして、大活字本、L Lブック、朗読CD、音声ガイド・字幕付きDVD、触る絵本、手話付き絵本、布絵本等の積極的な収集・提供を進めるように取り組みます。
* L Lブック：写真や絵、やさしい言葉、短い文で構成された読みやすい本。（p 31 参照）

【県立図書館】

⑥市町村立図書館や県立学校等へのまとめ貸し

市町村立図書館等が当該の市町村立学校に図書を貸し出す際に、自館の蔵書では不足する本を県立図書館から市町村立図書館等に貸出します。また、県立学校へ、要望するテーマに応じた資料の一括貸出等に取り組みます。

【県立図書館】

⑦物流による資料の配達・協力貸出・相互貸借

子どもや学校が必要な本などをすぐに手にできるよう、市町村立図書館等が所蔵しない本などを県立図書館が毎日発送し（休館日を除く）、迅速な提供を進めるように継続して取り組みます。

【県立図書館】

⑧児童書の全点購入による市町村立図書館・学校図書館等選書支援

市町村立図書館や学校等が本の選定の参考にできるように、出版された児童書を全て購入し、一年分を児童図書選定支援コーナーに展示しています。

【県立図書館】

⑨巡回訪問や依頼訪問等による支援

県の東部、中部、西部の各ブロックに担当司書を配置し、市町村立図書館等への巡回訪問や依頼訪問等により、市町村立図書館等の運営やサービスの充実に向けた助言等、一層の支援に取り組みます。

【県立図書館】

⑩児童書・児童サービスに関する情報収集と提供

子どもへの図書館サービスの取組等、様々な情報を収集するとともに、市町村立図書館等へ児童書や児童サービスの参考になる情報提供に取り組みます。

【県立図書館】

⑪図書館サービスや本の紹介の広報誌への掲載等

オーテピア高知図書館広報誌『コトノハ』(年3回発行)や、市町村向け通信『SariSari通信』(毎月発行)、オーテピア高知図書館こどもとしょかんしんぶん『あひるちゃん』(毎月発行)、ティーンズ向け通信『ティーンズ通信』(年4回発行)等でサービスや本の紹介に継続して取り組みます。

【県立図書館】

電子書籍サービス -高知県電子図書館-

こうちけん でんし としょかん 高知県電子図書館 KOCHI e LIBRARY



オーテピア高知図書館の「高知県電子図書館」は、県内に在住、在勤、在学の方ならどなたでも、インターネットを通じてスマートフォンやパソコン・タブレットで電子書籍が読めます。現在利用できる電子書籍には、小説や絵本、英語等の外国語の本や図鑑、学習マンガなど様々なジャンルがあり、文字の拡大や音声読み上げに対応しているものもあります。令和4年2月末現在、5,659 タイトルの電子書籍が読めます。

<高知県電子図書館 URL> <https://www.d-library.jp/kochi/g0101/top/>

*インターネット環境や機器はご自身で用意していただきます。また、利用にあたっては申込みが必要です。

(参考)

【第四次計画における具体的な取組一覧】

基本目標	取組方針	具体的な取組	取組	担当課	区分
I. 純然的に読み書きを楽しむ子どもを育てる	1 子どもの年齢や発達・特性に応じた読書活動の推進	(1) 乳幼児期の取組 (2) 学童期以降の取組	①ブックスタート等における本と出会い場づくりの普及・促進 ②「生活リズムチェックカード」を活用した読書習慣の定着 ③多様な読書の推進（「きっとある 千ミの心にひびく本」の配付） ④図書館活用講座の実施 ⑤ブックリスト・パスファインダーの作成・提供 ⑥10代の若者（ティーンズ）の興味関心に応えるためのティーンズ・サービスの実施 ⑦ピブリオバトル等の読書の楽しさを知るイベントの実施 ⑧読書活動を通じた異年齢交流の促進	生理学習課 健康行政課 生理工学部 県立図書館	継続 継続 継続 継続 継続 小中学校課・高等学校課・生理学習課
		(3) 特別な支援が必要な子どものための取組	①視覚障害者等への対面音訳サービスの実施 ②視覚障害者等への録音図書やデジタル図書の提供 ③図書館への来館が困難な子どもへの貸出サービスの充実	県立図書館	継続 継続 継続
		(4) 子どもの読書活動の意義や大切さを伝える総合的な取組	①市町村による子ども読書活動推進計画策定への支援 ②「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発	生理学習課	継続 継続
II. 情報を読み取り活用する子どもを育てる	1 学校教育における図書や情報を活用した学習の推進	(1) 学校図書館の機能の充実 (2) 学校における読書活動の充実	①小学校・中学校・義務教育学校における学校図書館の組織的、計画的な活用の推進 ②学校図書館図書標準達成枚数の拡大 ③高等学校における学校図書館の組織的、計画的な活用の推進 ④特別支援学校における障害に配慮した読書環境の整備・充実 ①図書や情報を活用した探究的な学びの推進 ②生徒の自主的な読書活動の推進 ③特別支援学校における読書活動の充実 ④1人1台タブレット端末からの高知県電子図書館の利用	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 教委教育政策課・高等学校課・生理工学部 県立図書館	継続 継続 継続 継続 継続 継続 新規
III. 子どもの読書活動を支える	1 子どもの読書活動を推進する人材の育成 2 地域や人とのつながりを深める読書活動の推進		①子どもが興味・関心を持てる計画的な環境づくり ②保育者への国内研修等の充実 ③保育所・幼稚園等における読書活動調査の実施 ④推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」の活用 ⑤読書ボランティアの養成とスキル向上の機会の提供 ⑥推薦図書リスト（「絵本 おはなし・宝箱」等）の配付と活用の推進 ⑦市町村立図書館の職員・ボランティア・協力者等に対する研修会の実施 ⑧訪問支援・研修 ⑨文部科学大臣表彰による優れた取組の奨励、普及、啓発 ⑩読み聞かせ研修会や講座の実施 ⑪教職員等の学校図書館活用力の向上や学校教育に役立つ情報の提供 ①コミュニケーション・スクールや地域学校協働本部、教育機関等と連携した読書活動の推進	幼保支援課 生理工学部 県立図書館 小中学校課・高等学校課・特別支援教育課・生理工学部 県立図書館 高等学校課・県立図書館・教育センター 生理工学部 小中学校課	新規 継続 継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 新規
横断的取組					
取組方針	具体的な取組	取組	担当課	区分	
1 オーテピア高知図書館と連携した読書環境の充実・強化	(1) 市町村立図書館や学校図書館への支援	①移動図書館や訪問等を通じた公立図書館未設置自治体に対する読書機会の提供やニーズ喚起 ②市町村立図書館におけるティーンズ・サービス実施のための支援 ③探究的な学習や語学学習等に活用できる電子書籍の充実 ④レファレンス・サービスの実施・相互協力 ⑤図書館利用に障害のある方への図書館資料の提供 ⑥市町村立図書館や県立学校等へのまとめ貸し ⑦物流による資料の配達・協力貸出・相互貸借 ⑧児童書の全点購入による市町村立図書館・学校図書館等巡回支援 ⑨巡回訪問や依頼訪問等による支援 ⑩児童書・児童サービスに関する情報収集と提供 ⑪図書館サービスや本の紹介の広報誌への掲載等	生理工学部 県立図書館 県立図書館 生理工学部 県立図書館 県立図書館 県立図書館 県立図書館 県立図書館 県立図書館 県立図書館 県立図書館	継続 新規 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	

第四次計画の指標及び成果目標

計画期間における計画内容の進捗状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するために、次のとおり、7つの指標及び成果目標を設定します。

第四次高知県子ども読書活動推進計画 指標及び成果目標

項目	担当	H23	H29	H30	R1	R2	R3	MR3 目標値
① 家や図書館で普段(月～金)の読書時間が10分以上の割合(%) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項：「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか? *教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) より	小	65.6 《63.5》	63.7 《63.3》	67.6 《66.2》	67.0 《65.7》	—	61.5 《61.2》	70.0
	中	54.0 《49.7》	54.6 《51.4》	59.9 《53.5》	54.0 《50.4》	—	53.5 《50.1》	60.0
② 家や図書館で普段(月～金)に全く読書をしない割合(%) 小学校・中学校：文部科学省「全国学力・学習状況調査」 (質問事項：「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか? *教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) より 高等学校：県教育委員会調査 (質問事項：「あなたは、学校や家などで読書を週にどの程度しますか?) より	小	17.4 《20.6》	18.5 《20.5》	16.1 《18.7》	16.1 《18.7》	—	22.4 《24.0》	13.0
	中	31.9 《37.2》	31.7 《35.6》	25.5 《32.9》	31.0 《34.8》	—	33.6 《37.4》	26.0
③ 読み聞かせ運動に参加している保育所・幼稚園等の割合(%) (県教育委員会調査)	幼保	—	72.8	78.1	92.9	92.1	未確定	95.0
	生涯	181	192	199	172	163	191	180名以上
④ 読書ボランティアの養成 ^{〔県教育委員会調査〕}	生涯	88.3	86.8	86.8	85.2	59.8	未確定	86.0
⑤ 保護者・図書館・ボランティア等の連携の実施率(%) (県教育委員会調査)	幼保	2,378	1,849	5,340	7,301	7,236	未確定	7,900
⑥ 児童レファレンス件数(件) (オーテピア高知図書館調べ)	県図	31,132	42,450	22,245	31,031	32,332	未確定	35,000
⑦ 協力貸出冊数(冊) (オーテピア高知図書館調べ)	県図	—	—	—	—	—	—	—

<参考>

項目	担当	H23	H29	H30	R1	R2
① 特別支援学校で読書週間を設定している割合(%) (県教育委員会調査)	特支	62.5	75.0	75.0	62.5	62.5
② 公共図書館との連携・交流をしている割合(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目：「公共図書館との連携を実施している」) より *調査実施年度の実績として計上	小	82.3 《82.2》	—	—	—	84.0 《86.0》
	中	56.7 《57.5》	—	—	—	68.6 《65.4》
	高	54.3 《51.1》	—	—	—	67.6 《54.5》
	特支	50.0 《-》	63.0 《-》	88.0 《-》	100 《-》	75.0 《-》
③ 読書ボランティア活用率(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目：「ボランティアを活用している」) より *調査実施年度の実績として計上	小	73.4 《81.4》	—	—	—	75.4 《78.7》
	中	31.7 《30.0》	—	—	—	22.9 《27.9》
	小	59.4 《66.4》	65.1 《-》	—	—	62.6 《71.2》
④ 学校図書館図書標準の達成率(%) 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (調査項目：「100%以上(学校図書館図書標準を達成している学校数)」) より *調査実施年度の実績として計上	中	38.5 《55.3》	42.3 《-》	—	—	42.3 《61.1》
	小	55.2 ◆11月時点 《59.3》	—	—	—	43.5 《69.1》
	中	52.5 ◆11月時点 《57.3》	—	—	—	41.2 《65.9》
⑤ 学校司書(学校図書館担当職員)の配置率(%) 「学校図書館の現状に関する調査」 (県教育委員会調査)	高	100.0 《66.9》	100.0 《-》	100.0 《-》	100.0 《-》	100 《66.4》

*「学校図書館の現状に関する調査」の次回調査は、令和7年度の予定

資料編

- ・用語解説 P.31
- ・高知県子ども読書活動推進計画策定委員名簿 P.33
- }・高知県子ども読書活動推進計画策定委員会における検討の経過 P.34
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 P.35
- ・学校図書館法 P.37

用語解説

① 【エプロンシアター】

エプロンをした人がポケットから仕掛けのある登場人物の人形を取り出し、付けたり、はずしたりしながら、エプロンを背景にお話を進める人形劇。

② 【L L ブック】

知的障害や発達障害、失語症、聴覚障害等、読むことが難しい方向けに作られた、写真や絵、絵文字、短い言葉等で構成された本。「L L」はスウェーデン語の LättLäst（やさしく読みやすい本）の略。

③ 【学校司書】

学校図書館法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の教務に従事する職員（学校司書）を学校に置くよう努めなければならないことが定められた。

④ 【学校図書館図書標準】

文部科学省が平成 5 年 3 月に定めた、公立義務教育諸学校の学校に整備すべき蔵書の標準。学校の種別と学級数毎に整備すべき蔵書冊数が示されている。

⑤ 【協力貸出】

市町村立図書館等の要望に応じて、都道府県立図書館が資料を貸し出す支援業務。

⑥ 【サピエ図書館】

特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する、日本最大の録音・点字図書等を提供するネットワーク。視覚障害者や、視覚による表現の認識に障害のある方々が利用できる。音声ディジタルデータ 5 万タイトル以上、点字データ 16 万タイトル以上のほか、全国の点字図書館が所蔵するデータ 89 万タイトル以上がリクエストにより利用できる。

⑦ 【ディジー】

視聴覚障害者や高齢者、ディスレクシア（全般的な知的発達に問題はないが、特に読み書きなどに困難を伴う人のこと）など、印刷物を読むことが困難な方々のためのデジタル図書の国際標準規格。

⑧ 【ティーンズ・サービス】

10 代（中学生・高校生）の若者に対する図書館のサービス。

⑨ 【データベース化】

特定の情報を編集や加工、蓄積して、コンピュータによる検索等を容易にできるようにしたもの。図書館においては、タイトル、著者名、出版年等の資料についての情報をデータベース化することにより、図書館資料の検索等が容易にできる。

⑩ 【パスファインダー】

図書館で調べものをする際に調べたいテーマについて役立つ資料や情報を探すための手段を簡単にまとめた調べもののガイド。

⑪ 【パネルシアター】

読み聞かせの手法の一つで、布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはつたり、はがしたりしながら、歌等に合わせて物語を進める表現法。

⑫ 【PDCA サイクル】

Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) の頭文字をとったもので、目標達成のための取組サイクルの仕組みをいう。

⑬ 【ビブリオバトル】

書評合戦。発表参加者が読んで面白いと思った本を1人5分の持ち時間で紹介しそれぞれの発表の後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表が終わったら、参加者全員で、「どの本が一番読みたくなかったか」を投票で決める、本の紹介コミュニケーションゲーム。

(参考：知的書評合戦ビブリオバトル公式サイト)

⑭ 【ブックスタート】

絵本を介して乳児と保護者がふれあうきっかけとなるよう、乳幼児健診等で自治体が絵本を配布する取組。

⑮ 【ブックトーク】

テーマやトピックを決めて、それに沿った本を聞き手に紹介すること。必ずしも本の全部を読まないところが読み聞かせと異なる。

⑯ 【ブックリスト】

あるテーマに関する本などのリスト。

⑰ 【ペーパーサート】

紙に人物などを描いて切り抜いたものを棒に付け、背景の前で動かして演じる人形劇。

⑱ 【レファレンス/レファレンス・サービス】

探している本や資料のことなど利用者の問い合わせについて図書館資料（図書や雑誌、新聞、データベースなど）を案内したり、図書館資料に基づいて回答すること。

高知県子ども読書活動推進計画策定委員名簿

氏 名	所 屬 等	備 考
上野 芙由子 (令和3年度)	高知新聞社読もっか NIE 編集部 主任	家庭教育関係者
内田 純一	高知大学地域協働学部 教授	学識経験者
岡林 宏枝	高知県学校図書館協議会 会長 (高知市立大津小学校長)	学校関係者
尾崎 美樹	フリーアナウンサー 絵本セラピスト キャリアコンサルタント	家庭教育関係者
加藤 勉	高知大学人文社会科学部 特任シニアプロフェッサー	学識経験者
上岡 美保	高知県高等学校学校図書館協議会 会長 (高知県立高知丸の内高等学校長)	学校関係者
武市 佐和子	南国市立図書館 司書	図書館関係者
塙地 和久 (令和2年度)	高知新聞社読もっか NIE 編集部副部長	家庭教育関係者
西田 佳代	前 いの町立伊野幼稚園長 (前 高知県国公立幼稚園・こども園会 会長)	幼児教育関係者
花房 果子	フリーアナウンサー NPO 法人「絵本で子育て」センター絵本講師	社会教育関係
八木 千晶	高知県立盲学校 校長	学校関係者

※氏名五十音順

高知県子ども読書活動推進計画策定委員会における検討の経過

回	開催日	協議内容
第1回	令和3年 2月16日（火）	◆第四次高知県子ども読書活動推進計画策定について 1 策定の趣旨 2 策定スケジュールの確認 ◆第三次計画の成果と課題について ◆第四次計画の基本的な考え方及び論点について
第2回	令和3年 6月2日（水）	◆第四次高知県子ども読書活動推進計画策定について 1 策定スケジュールの確認 ◆第1回策定委員会での主な論点について ◆第四次高知県子ども読書活動推進計画骨子（案）について
第3回	令和3年 8月12日（木）	◆第四次高知県子ども読書活動推進計画（案）について 1 具体的な取組（案）について
第4回	令和3年 11月24日（水）	◆第四次高知県子ども読書活動推進計画（案）について 1 第四次高知県子ども読書活動推進計画の素案について

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不适当に干渉することのないようにすること。
- 二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

(昭和二十八年法律第百八十五号)

最終改正：平成二十七年法律第四十六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令(平成九年政令第百八十九号)

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数(通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)とを合計した数)が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日(平成九年六月十一日)から施行する。

第四次高知県子ども読書活動推進計画

発行日：令和4年〇月

編集・発行：高知県教育委員会事務局

生涯学習課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL：088-821-4629

FAX：088-821-4505

E-mail：310401@ken.pref.kochi.lg.jp

